阪南大学　学生相談室

合理的配慮の流れ

1 学生相談室へ連絡

学生本人、保護者、教職員等から学生相談室に連絡。

コーディネーターが担当します。

2 面談

「どうしてほしいか」、「何ができるか」等について相談し、合理的配慮について説明します。

3 書類作成・申請

コーディネーターが合理的配慮を申請するための書類を作成・申請します。

根拠となる資料が必要になります。

4 検討

学内の担当者が申請内容について協議し、その結果をコーディネーターに返却します。

5 同意・サイン

学生本人が内容を確認し、同意・サインします。

6 要請

学内の担当者より、教職員等に対して合理的配慮を要請し、開始されます。

7 フォローアップ

コーディネーターが、実際の配慮の様子を確認し、必要に応じて調整を行います。

※　合理的配慮とは

学校における合理的配慮とは、障がいのある学生が教育を受ける上で生じる障壁を除去するために必要な、変更及び調整のことを言います。その実施にあたっては学生や教職員に過度な負担がない範囲で、特定の場面において個別に必要とされるものです。法律によって対応が義務付けられています。